

養正・養徳学区ミニ集会

日時 令和5年7月9日(日)13:00～15:00

場所 養正小学校ランチルーム

参加人数 26名(うち保護司5名 鞍谷・木村・阪口・柴田基・千葉・更女北6名)

内容 講演テーマ:自転車での事件、事故防止対策について

講師 京都府下鴨警察署 交通課長

京都府警部 相葉 健一先生



講師:京都府下鴨警察署交通課長 相葉 健一先生

本年4月に自転車走行安全運転の為ヘルメット着用が努力義務となり、7月から電動キックボード運行の法律も改正され、交通ルールの変化が著しい。昨今、正しいルールを身に付け、自転車を安全に利用したいとの観点から養正・養徳学区合同のミニ集会を企画しました。

まず初めに講師が持参されたスライドを使い道路交通法等に基づく図表を見ながら、自転車は軽車両に分類されており、どの様に通行すべきかをイラストで様々な場面を示し、参加者各々に考えてもらってから正解を披露する形式でお話し頂きました。

例えば、路側帯の種類によっては歩行者専用で自転車が通行してはいけない個所や方向が有ることなど、色々な事例を知ることでルールが身に付くように思われました。



車との事故事例についても同様に事例をたくさん紹介され、左折する大型車両は内輪差が大きく、自転車や歩行者が後輪に巻き込まれる危険があること、大型車両には死角が多く、横断歩道等を通行する際は特に注意をしなければならないと、知ってはいたが忘れていたことを再確認できました。

一方で、危険な走行をすると、今度は自分が加害者になってしまうことも忘れてはなりません。事故を起こせば当然ながら多額の損害賠償請求をされますが、それよりも相手を傷つけてしまう行為は犯罪です。

自転車は自動車と同じく、事故を起こさないよう細心の注意を払って走行しなければなりません。並進・傘さし運転・イヤホンやスマホ使用中の運転走行は危険行為として禁止されています。又、今回の企画のきっかけとなった自転車走行安全運転の為にヘルメット着用については自転車乗車中に死亡事故となった事例の56%が頭部の致命傷であったとのことで、やはり我が身を守るためにはヘルメット着用は必要不可欠であるといえます。

講演後の質疑応答では自転車走行中どの車線を走るべきかわからなくなって困った方の体験談が出たり、学区内で自転車事故の多い場所を教えてくださいなどの要望が出ました。



当日は大雨の予報が出ており、天候もかなり悪かったため、参加者は相当少ないと見込んでいましたが、26名の参加があり活発に意見も述べて頂きました。

交通ルールの変更は安心安全な暮らしにとっても関わりが深いことなので、地域の方が直に警察の方のお話が聞ける機会を設けることは意義のある取り組みだと感じました。

文責・写真：阪口美幸 左京区保護司